

大和ハウスフィナンシャル株式会社

## HeartOne カード規約 改定のお知らせ

---

HeartOne カード規約を本紙の通り改定いたします。本書面に記載の各条項については、規約冊子ではなく本書面をご覧ください。なお、当社ホームページでは最新版の規約をご確認いただけます。

ご不明な点がございましたら、カード裏面の電話番号までお問い合わせください。(オペレーター対応: 9時~17時、1/1休)

---

**新** ※下線部が改定箇所です。

■ [イースつくば] ハートワンポイント特則

第10条(適用)

イースつくばハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本イースつくばハートワンポイント特則[～略]

第11条(ポイント自動移行)

4. 移行されたポイント残高は、イースつくばデジタルポイントカード会員専用ページ及び[～略]

■ [アルパーク] ハートワンポイント特則

第14条(適用)

アルパークハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本アルパークハートワンポイント特則[～略]

第15条(ポイント自動移行)

4. 移行されたポイント残高は、アルパークポイント会員専用ページ及びレジ精算時にお渡しするレシートでご確認いただけます。

■ HeartOne カードデジタル特約(全デジタルカード共有)

第1条(HeartOne カードデジタル)

(1) 大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が定める[～略～]「[ロイヤルホームセンター] ハートワンポイント特則」、「[湘南モールフィル] ハートワンポイント特則」(以下、総称して[～略]

2024年11月改定② 追加条項

■ [湘南モールフィル] ハートワンポイント特則

第22条(適用)

湘南モールフィルハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本湘南モールフィルハートワンポイント特則(以下本条から第25条までにおいて「本特則」という)が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。

第23条(ポイント自動移行)

1. ハートワンポイントサービス規約第2条の規定に基づき付与されるポイントは、本特則に基づき、かつ当社が定めたポイント自動移行の条件を満たした場合に、自動的に湘南モールフィルが提供する湘南モールフィルポイントへ移行されます。
2. 移行されるポイントは、ハートワンポイント1ポイントにつき、湘南モールフィルポイント5ポイントとします。
3. 前項のポイント移行は約定支払月の前月末に移行されます。
4. 移行されたポイント残高は、湘南モールフィルデジタルポイントカード会員専用ページ及びレジ精算時にお渡しするレシートでご確認いただけます。
5. 移行されたポイントの有効期間及び利用は、湘南モールフィルポイント会員規約に準じるものとします。

第24条(ポイント自動移行の中止)

本会員がポイント自動移行中止を希望する場合、ハートワンポイントサービス規約第9条に規定するお問い合わせ窓口へ申し出るものとします。

なお、窓口への申し出までに自動移行したハートワンポイントの返還はできません。

第25条(本特則の変更等)

本特則の内容は予告なく変更、改定又は廃止をする場合があります。なお、本特則等の変更等は当社ホームページ等でお知らせいたします。

旧

■ [イースつくば] ハートワンポイント特則

第10条(適用)

イースつくばハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本イースつくばハートワンカード特則[～略]

第11条(ポイント自動移行)

4. 移行されたポイント残高は、イースつくば施設内設置のお買物券発券機及び[～略]

■ [アルパーク] ハートワンポイント特則

第14条(適用)

アルパークハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本アルパークハートワンカード特則[～略]

第15条(ポイント自動移行)

4. 移行されたポイント残高は、レジ精算時にお渡しするレシート及びアルパークポイント会員専用ページ上でご確認いただけます。

■ HeartOne カードデジタル特約(全デジタルカード共有)

第1条(HeartOne カードデジタル)

(1) 大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)が定める[～略～]「[ロイヤルホームセンター] ハートワンポイント特則」(以下、総称して[～略]

**新** ※下線部が改定箇所です。

■第5章 HeartOne アメリカン・エキスプレス・カード特則

第32条（外国通貨建て取引の円換算方法）

①商品購入代金又は【～略～】商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%（アメリカン・エキスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%）を加えた【～略】

■第6章 HeartOne 大和ハウスグループ・アメリカン・エキスプレス・カード特則

第37条（外国通貨建て取引の円換算方法）

①商品購入代金又は【～略～】商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%（アメリカン・エキスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%）を加えた【～略】

■第7章 HeartOne プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード特則

第44条（外国通貨建て取引の円換算方法）

①商品購入代金又は【～略～】商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%（アメリカン・エキスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%）を加えた【～略】

旧

■第5章 HeartOne アメリカン・エキスプレス・カード特則

第32条（外国通貨建て取引の円換算方法）

①商品購入代金又は【～略～】商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%（アメリカン・エキスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%）を加えた【～略】

■第6章 HeartOne 大和ハウスグループ・アメリカン・エキスプレス・カード特則

第37条（外国通貨建て取引の円換算方法）

①商品購入代金又は【～略～】商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%（アメリカン・エキスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%）を加えた【～略】

■第7章 HeartOne プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード 特則

第44条（外国通貨建て取引の円換算方法）

①商品購入代金又は【～略～】商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%（アメリカン・エキスプレス社が定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%）を加えた【～略】

**新** ※下線部が改定箇所です。

■「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

第4条（個人信用情報機関への登録・利用）(3)

株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先 0570-055-955

ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

旧

■「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

第4条（個人信用情報機関への登録・利用）(3)

株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

お問い合わせ先 0570-055-955

ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

■ハートワンポイントサービス規約

第3条（ポイントの積立期間・有効期限）

【～略】なお、6期間を経た累計ポイントは第7期の4月14日に【～略】

■ハートワンポイント（有償ポイント）サービス規約

第3条（有償ポイントの積立期間・有効期限）

【～略】なお、6期間を経た累計ポイントは第7期の4月14日に【～略】

■ハートワンポイントサービス規約

第3条（ポイントの積立期間・有効期限）

【～略】なお、6期間を経た累計ポイントは第6期の終了日（3月末日）に【～略】

■ハートワンポイント（有償ポイント）サービス規約

第3条（有償ポイントの積立期間・有効期限）

【～略】なお、6期間を経た累計ポイントは第6期の終了日（3月末日）に【～略】

**新** ※下線部が改定箇所です。

#### 第4章(共通事項)

##### 第20条(期限の利益損失)(2)

③会員が、第22条(その他承諾事項)(4)[～略]判明したとき、同条(5)に掲げる行為を一つでも行ったとき、又は、当社が、同条(4)もしくは第23条(マネー・ローンダーリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を「～略」

##### 第22条(その他の承諾事項)(7)

##### 第24条(会員資格の喪失等)

⑦会員が、第22条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条(4)もしくは第23条(マネー・ローンダーリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

⑧会員が、第22条(その他承諾事項等)(5)(6)に掲げる行為を一つでも行ったとき。

⑨本会員が日本国内に「～略」

⑩本会員が当社との「～略」

##### 第25条(日本国外でのカードのご利用)

##### 第26条(業務委託)

#### 第5章HeartOneアメリカン・エキスプレス・カード特則

##### 第27条(適用)条文内第26条

##### 第28条(カードの発行)条文内第26条

##### 第29条(年会費)

##### 第30条(キャッシングサービス)

##### 第31条(カードの再発行)条文内第24条

##### 第32条(会員資格の喪失等)条文内第24条(1)⑪

##### 第33条(外国通貨建て取引の円換算方法)条文内第25条

#### 第6章HeartOne大和ハウスグループ・アメリカン・エキスプレス・カード特則

##### 第34条(適用)条文内第26条

##### 第35条(カードの発行)条文内第26条

##### 第36条(キャッシングサービス)

##### 第37条(カードの再発行)

##### 第38条(外国通貨建て取引の円換算方法)条文内第25条

#### 第7章HeartOneプラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード特則

##### 第39条(適用)条文内第26条

##### 第40条(カードの発行)条文内第26条

##### 第41条(年会費)

##### 第42条(キャッシングサービス)

##### 第43条(カードの再発行)

##### 第44条(会員資格の喪失等)条文内第24条(1)⑪

##### 第45条(外国通貨建て取引の円換算方法)条文内第25条

##### 第46条(HeartOneプラチナ・アメリカン・エキスプレスカード)

■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表(第46条参照)

#### ■ハートワンポイント(有償ポイント)サービス規約

##### 第3条(有償ポイントの有効期限)

有償ポイントの有効期限については、無制限といたします。

HeartOneカードデジタル特約第9条(会員資格の喪失等)条文内第24条

旧

#### 第4章(共通事項)

##### 第20条(期限の利益損失)(2)

③会員が、第22条(その他承諾事項)(4)[～略]判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告、提出等を「～略」

##### 第22条(その他の承諾事項)(5)

##### 第23条(会員資格の喪失等)

⑦当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。

⑧本会員が日本国内に「～略」

⑨本会員が当社との「～略」

#### 第24条(日本国外でのカードのご利用)

##### 第25条(業務委託)

#### 第5章HeartOneアメリカン・エキスプレス・カード特則

##### 第26条(適用)条文内第25条

##### 第27条(カードの発行)条文内第27条

##### 第28条(年会費)

##### 第29条(キャッシングサービス)

##### 第30条(カードの再発行)条文内第23条

##### 第31条(会員資格の喪失等)条文内第23条(1)⑩

##### 第32条(外国通貨建て取引の円換算方法)条文内第24条

#### 第6章HeartOne大和ハウスグループ・アメリカン・エキスプレス・カード特則

##### 第33条(適用)条文内第25条

##### 第34条(カードの発行)条文内第25条

##### 第35条(キャッシングサービス)

##### 第36条(カードの再発行)

##### 第37条(外国通貨建て取引の円換算方法)条文内第24条

#### 第7章HeartOneプラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード特則

##### 第38条(適用)条文内第25条

##### 第39条(カードの発行)条文内第25条

##### 第40条(年会費)

##### 第41条(キャッシングサービス)

##### 第42条(カードの再発行)

##### 第43条(会員資格の喪失等)条文内第23条(1)⑩

##### 第44条(外国通貨建て取引の円換算方法)条文内第24条

##### 第45条(HeartOneプラチナ・アメリカン・エキスプレスカード)

■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表(第45条参照)

#### ■ハートワンポイント(有償ポイント)サービス規約

##### 第3条(有償ポイントの積立期間・有効期限)

有償ポイントの有効期限は毎年4月1日を起算日とし翌年の3月末を終了日とする1年間を1期間とし、最長6期間(6年間)までとします。「～略」

HeartOneカードデジタル特約第9条(会員資格の喪失等)条文内第23条

## 2025年3月改定 追加条項

### 第22条（その他の承諾事項）

(5) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いたりまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(6) 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下、これらを総称して「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

①暴力、威嚇、脅迫、強要等の言動

②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動

③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

④従業員等を無断で撮影、録画、録音する行為、その他従業員等の個人情報等をSNSやインターネットへ投稿する行為

⑤長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

⑥金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等

### 第23条（マネー・ローンダーリング等の禁止）

(1) 会員は、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ローンダーリング等」という）の目的で、カードを利用してはいけないものとします。

(2) 当社は、マネー・ローンダーリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、本会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。

(3) 当社は、マネー・ローンダーリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。

**新** ※下線部が改定箇所です。

■ショッピングでのリボ払いお支払の一例

※ご利用可能枠20万円・長期コース（実質年率18.00%）でご利用の場合  
※カードにより実質年率は異なります。

ご購入 (現金価格)	4/11 6/11	スーツ ブラウス	60,000円(税込) 20,000円(税込)
お買物可能額	140,000円	142,261円	124,408円
お支払残高	60,000円	57,739円	20,000円 55,592円
お支払額（弁済金）	3,000円	3,000円	4,000円
リボ手数料	60,000円×18.0% ÷365日×25日 =739円	57,739円×18.0% ÷365日×10日 +55,592円×18.0% ÷365日×21日=849円 ÷365日×20日 =853円	55,592円×18.0% ÷365日×10日 +55,592円×18.0% ÷365日×21日=849円 20,000円×18.0% ÷365日×25日=246円 849円+246円=1,095円
商品代金 充当分	3,000円-739円 =2,261円	3,000円-853円 =2,147円	4,000円-1,095円 =2,905円
お支払日	6/4	7/4	8/4

## 2025年9月改定① 追加条項

■ [イーアス沖縄豊崎] ハートワンポイント特則

第26条（適用）

イーアス沖縄豊崎ハートワンカードについては、ハートワンポイントサービス規約第9条までの規定に加え本イーアス沖縄豊崎ハートワンポイント特則（以下本条から第29条までにおいて「本特則」という）が適用されます。両規定が相違する場合は、本特則が適用されます。

第27条（ポイント自動移行）

- ハートワンポイントサービス規約第2条の規定に基づき付与されるポイントは、本特則に基づき、かつ当社が定めたポイント自動移行の条件を満たした場合に、自動的にイーアス沖縄豊崎が提供するイーアス沖縄豊崎ポイントへ移行されます。
- 移行されるポイントは、ハートワンポイント1ポイントにつき、イーアス沖縄豊崎ポイント5ポイントとします。
- 前項のポイント移行は約定支払月の前月末に移行されます。
- 移行されたポイント残高は、イーアス沖縄豊崎デジタルポイントカード会員専用ページ及びレジ精算時にお渡しするレシートでご確認いただけます。
- 移行されたポイントの有効期間及び利用は、イーアス沖縄豊崎ポイント会員規約に準じるものとします。

第28条（ポイント自動移行の中止）

本会員がポイント自動移行中止を希望する場合、ハートワンポイントサービス規約第9条に規定するお問い合わせ窓口へ申し出るものとします。なお、窓口への申し出までに自動移行したハートワンポイントの返還はできません。

第29条（本特則の変更等）

本特則の内容は予告なく変更、改定又は廃止をする場合があります。なお、本特則等の変更等は当社ホームページ等でお知らせいたします。

**旧**

■ショッピングでのリボ払いお支払の一例

※ご利用可能枠20万円・長期コース（実質年率15.00%）でご利用の場合  
※カードにより実質年率は異なります。

ご購入 (現金価格)	4/11 6/11	スーツ ブラウス	60,000円(税込) 20,000円(税込)
お買物可能額	140,000円	142,384円	124,675円
お支払残高	60,000円	57,616円	20,000円 55,325円
お支払額（弁済金）	3,000円	3,000円	4,000円
リボ手数料	60,000円×15.0% ÷365日×25日 =616円	57,616円×15.0% ÷365日×10日 +55,325円×15.0% ÷365日×21日=704円 20,000円×15.0% ÷365日×20日 =709円	55,325円×15.0% ÷365日×10日 +55,325円×15.0% ÷365日×21日=704円 20,000円×15.0% ÷365日×20日 =709円
商品代金 充当分	3,000円-616円 =2,384円	3,000円-709円 =2,291円	4,000円-909円 =3,091円
お支払日	6/4	7/4	8/4

2025年9月改定②

**新** ※下線部が改定箇所です。

■ HeartOne カードデジタル特約（全デジタルカード共有）

第1条（HeartOne カードデジタル）(1)

[～略]「[湘南モールフィル] ハートワンポイント特則」、「[イーアス沖縄  
豊崎] ハートワンポイント特則」（以下、総称して[～略]）

**旧**

■ HeartOne カードデジタル特約（全デジタルカード共有）

第1条（HeartOne カードデジタル）(1)

[～略]「[湘南モールフィル] ハートワンポイント特則」（以下、総称して[～  
略]）

2026年1月改定

**新** ※下線部が改定箇所です。

■ハートワンポイント（有償ポイント）サービス規約

第11条（お問い合わせ窓口）

（受付時間10：00～17：00 [～略]

**旧**

■ハートワンポイント（有償ポイント）サービス規約

第11条（お問い合わせ窓口）

（受付時間 9：30～18：00 [～略]

## 新 ※以下の通り改定いたしました。

■「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」  
第4条（信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供）

### （1）信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

会員は、下記の事項に同意します。

①当社は、会員の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」という）に提供することを業とするものをいう）及びこれと提携する信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に提供し、会員に関する信用情報（（3）アに定める情報をいう。以下この条において同じ）をこれら信用情報機関に照会します。

②上記①の照会により、これら信用情報機関に会員及び当該会員の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

### （2）信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

会員は、①当社が、会員に係る本契約に基づく（4）[登録する信用情報]に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供すること、②これらの信用情報は、当該信用情報機関において（4）[登録期間]に定める期間保有され、（3）に記載のとおり利用されることに同意します。

（3）信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意

会員は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による会員の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。

### ア 信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

①上記（2）により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

②信用情報機関が収集した①以外の情報

③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

### イ 信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理及びそれにに基づく数値等の情報の算出

### ウ 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（ア①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（ア①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

### （4）当社が加盟する信用情報機関及びその提携信用情報機関

①当社が加盟する加盟信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号、登録する信用情報、及び登録期間は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し利用・提供する場合は、別途、書面（電子的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先 0570-666-414

## 旧

■「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」  
第4条（個人信用情報機関への登録・利用）

（1）会員の支払能力・返済能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」という）及び加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という）に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

（2）会員に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、（3）に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

（3）加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し登録・利用する場合は別途書面により通知し同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階

お問い合わせ先 0120-810-414

ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>

### 登録情報

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

### 登録期間

①本契約に係る申込みをした事実は当社が（株）シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間

②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内

③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内  
※（株）シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先 0570-055-955

ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

### 登録情報

本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定期日、残高金額、年間請求予定期額、完済日、延滞、延滞

ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>

#### 登録する信用情報

会員の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数、等）。支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）。

#### 登録期間

- ①本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報及び申込みの事実）は、当社が（株）シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月以内
  - ②本契約に係る事実（本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実）は、契約期間中及び契約終了後5年以内
  - ③上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合は、契約期間中及び契約終了後5年以内
- ※（株）シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先 0570-055-955

ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

#### 登録する信用情報

本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約額、貸付額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

#### 登録期間

- ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が（株）日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内
- ②本人を特定するための情報は、契約内容等に関する情報が登録されている期間
- ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内
- ④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

※（株）日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②提携個人信用情報機関は、下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先 03-3214-5020

ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は上記の同社のホームページをご覧ください。

解消等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

#### 登録期間

- ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が（株）日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内
- ②本人を特定するための情報は、契約内容等に関する情報が登録されている期間
- ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内
- ④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

※（株）日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

④ 提携個人信用情報機関は、下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問い合わせ先 03-3214-5020

ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は上記の同社のホームページをご覧ください。

第 22 条(2)⑤  
第 22 条(2)⑥  
第 22 条(2)⑦

■ハートワンポイントサービス規約

第 2 条（会員特典）

2.[～略] 約定支払月の前月の 15 日に付与されます。

■ HeartOne カードデジタル特約（全デジタルカード共有）

第 1 条（HeartOne カードデジタル）

(1)[～略]、「ハートワンポイントサービス規約」、「ETC カード規約」、[～略]

■ハートワンポイント（有償ポイント）サービス規約⇒削除しました。

**2026 年 2 月改定 追加条項**

第 22 条（その他承諾事項等）

④本会員は、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシングサービスの利用代金を除く）の当社が弁済を受領するのに要する費用として、当社が別途定める金額を負担するものとします。ただし、当社は、本会員がお支払日に当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合に限り、本会員に当該費用を請求するものとします。

**2026 年 4 月改定**

**新** ※下線部が改定箇所です。

第 11 条（ポイント自動移行）

2. 移行されるポイントは、ハートワンポイント1ポイントにつきイーアスつくばポイント5ポイントとします。ただし、グランドマスター会員は、ハートワンポイント1ポイントにつきイーアスつくばポイント7.5 ポイント、マスター会員は、ハートワンポイント1ポイントにつきイーアスつくばポイント6 ポイントとし、小数点以下のポイントは切り捨てとします。

第 22 条(2)④  
第 22 条(2)⑤  
第 22 条(2)⑥

■ハートワンポイントサービス規約

第 2 条（会員特典）

2.[～略] 約定支払月の前月の 20 日に付与されます。

■ HeartOne カードデジタル特約（全デジタルカード共有）

第 1 条（HeartOne カードデジタル）

(1)[～略]、「ハートワンポイントサービス規約」、「ハートワンポイント（有償ポイント）サービス規約」、「ETC カード規約」、[～略]

**旧**

第 11 条（ポイント自動移行）

2. 移行されるポイントは、ハートワンポイント1ポイントにつき、イーアスつくばポイント5ポイントとします。